

○国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例

平成18年3月31日

条例第144号

改正 平成18年4月1日条例第236号

平成20年3月21日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
  - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第2の規定により療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度を「A」と判定されたもの又はこれと同程度の障害があると判定されたもの
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級に該当する障害を有するもの
- 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で現に重度心身障害者を監護しているものをいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、家族高額療養費、移送費及び家族移送費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(平18条例236・平20条例13・一部改正)

(支給の対象者)

第3条 この条例に定める医療費の支給対象者となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者であり、かつ、本市の市内に住所を有する重度心身障害者とする。

(平18条例236・平20条例13・一部改正)

(支給)

第4条 市長は、前条に定める支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において、当該支払額に対し医療費を支給するものとする。

2 前項の規定により支給の対象となる支払額は、当該医療費について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、これらの額を控除した額とする。

(支給の制限)

第5条 医療費は、支給対象者又はその配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で主として支給対象者の生計を維持するものの前年の所得が国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するとされた旧国民年金法(昭和34年法律第141号)第79条の2第5項において準用する同法第66条第1項、第2項及び第5項に定める額以上であるときは、支給しない。

2 支給対象者が受けた診療に関し、負担すべき額が同一の保険医療機関等(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第64条

に規定する保険医若しくは保険薬剤師をいう。)について、1箇月1,000円に満たないときは、支給しない。

- 3 第2条第1項第3号に規定する精神障害者又はその保護者が前条第1項の規定により支払った一部負担金のうち、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床における入院に要したものについては支給しない。

(平18条例236・一部改正)

(受給資格の認定)

- 第6条 支給対象者又はその保護者は、第4条に規定する支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証の交付)

- 第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、規則で定めるところにより、受給者証を交付する。

(支給の方法)

- 第8条 第4条に定める医療費の支給は、規則で定めるところにより、受給者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の支給申請は、支給対象者が保険給付を受けた翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。
- 3 第1項に定める申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。

(未支給の医療費)

- 第9条 受給者が死亡のため、前条第1項に定める支給の申請をすることができないときは、当該世帯主又は遺族のうちから、市長が定める者が自己の名において申請することができる。

- 2 受給者が受給の申請をした後死亡し、医療費の支給ができないときは、当該世帯主又は遺族のうちから、市長が定める者に支給するものとする。

(支給金の返還)

- 第10条 市長は、偽りその他不正の行為により、この条例による支給を受けた者があるときは、その者から当該支給をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

- 第11条 この条例による支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(届出の義務)

- 第12条 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、受給者が正当な理由がなくて、前項の規定による届出をしないときは、医療費の支給を一部差し止めることができる。

(委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年国見町条例第18号)、国東町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年国東町条例第35号)、武蔵町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年武蔵町条例第22号)又は安岐町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年安岐町条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年4月1日条例第236号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例は、平成18年4月1日以降の保険給付に係る医療費から適用する。

附 則(平成20年3月21日条例第13号)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月31日

規則第119号

改正 平成18年4月1日規則第196号

平成20年3月21日規則第20号

平成27年12月28日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成18年国東市条例第144号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の申請)

第2条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとするものは、重度心身障害者医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) **本市の市内に住所を有することを証する書類及び前年分の所得の額を証する書類**
- (2) **医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類**
- (3) **条例第2条第1項に規定する障害の程度を証する書類**
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受給に係る必要書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、添付すべき書類の証明すべき事実を現有公簿その他身体障害者手帳等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第3条 条例第7条の規定による受給者証は、様式第2号によるものとする。

2 市長は、受給者証を交付したときは、申請書を台帳として保管するものとする。

(認定申請書の却下)

第4条 市長は、受給資格がないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(受給者証の更新)

第5条 条例第7条に規定する受給者証の有効期間は、毎年7月1日から翌年の6月末日までの1年間とする。

- 2 前項の有効期間が経過した後は、1年の期間で有効期間を更新するものとする。
- 3 有効期間の途中で受給者証の交付を受けたものの受給者証の有効期間は、第1項に規定する期間の残存期間とする。
- 4 受給者証の更新を申請するときの手続については、前3条の規定を準用するものとする。

(再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出して再交付を受けるものとする。

(支給の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費支給申請書(様式第4号)により原則として同一医療機関等につき1月1回とする。

(届出)

第8条 条例第12条の規定による届出事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) 条例第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (4) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者でなくなったとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受給に係る必要事項に変動があったとき。
- 2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変動があったときは、速やかに重度心身障害者医療費受給資格認定事項等異動届(様式第5号)に当該事項を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前項の添付書類については、第2条第2項に定める規定を準用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和50年国見町規則第3号)、国東町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和51年国東町規則第4号)、武蔵町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和50年武蔵町規則第5号)又は安岐町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和50年安岐町規則第14号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年4月1日規則第196号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以降の保険給付に係る医療費から適用する。

附 則(平成27年12月28日規則第36号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。